

ケアネット共用型デイサービスあいづ 重要事項説明書

1 事業の目的

本事業は、認知症等により生活に援助が必要となった高齢者が家庭的な雰囲気の小規模な住まいにおいて、その居宅において一人ひとりの状態や希望に応じた自分らしい日常生活が送れるよう支援し、認知症の進行予防と緩和を目的とします。

また、ご家族の悩みや負担を軽減できるように配慮しながら環境整備や援助を行っていきます。

2 事業運営法人

法人の名称	(株) ケアネット
法人所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番
代表者	代表取締役社長 佐藤 彰彦
電話番号	0 4 4 - 7 5 4 - 2 4 9 7

3 事業の概要

事業の種別	認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
事業の名称	ケアネット 共用型デイサービスあいづ
所在地	会津若松市門田工業団地 3 7 - 1
代表者	(株)ケアネットサービスセンター長 本名 由美
管理者	小玉 美紗
連絡先	TEL 0242-85-7082 FAX 0242-38-0021
開設年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日
介護保険指定番号	0790200265 (指定日：平成 27年 4月 1日)
事業の運営方針	(1) 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします (2) 入居者の人権、人格及び意志を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます (3) 認知症等による中核症状・周辺症状に対し、利用者およびご家族のニーズを的確に捉え、利用者に適した環境作りと状態や希望に応じた適切な介護・援助を実施する (4) 明るく家庭的な雰囲気を有した場所となるよう地域や家族等との結びつきを重視し、信頼と安らぎのある暮らしを送ることができるよう援助を実施します (5) 利用者及び家族に対し、サービスの内容・方法、認知症対応型通所介護計画等について説明を行い、同意を得ると共に情報の共有を図り連携した援助を行います (6) 常に提供したサービスの質の管理・評価を行い、質の高いサービスを提供します

利用定員	3名
設備・構造	鉄筋造り平屋建て 床面積 405.81 m ² 台所・食堂兼居間・浴室・洗濯室・トイレ・・・共有 冷暖房完備

4 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者 (生活相談員)	介護福祉士 介護支援専門員	1		1
計画作成担当者	介護支援専門員	1 (兼務)		1
介護職員	ヘルパー2級等	7以上		7以上

5 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (但し、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:20
サービス提供時間	9:30～16:30

6 サービスの概要

種 類	内 容
食 事	・利用者の希望や季節に適したメニューとします。また、食事作りを希望する入居者には、状態に応じた参加をして頂きます。 ・利用者が食べやすいよう、また、健康状態に合わせた調理とします。 ・食欲が増進するよう盛り付け等の工夫をします。 ・利用者一人ひとりのカロリーや水分摂取の把握に留意します。 ・家庭での食事のように、職員も一緒に食事を摂りながら、楽しい食事となるよう、場作りを工夫します。また、食事への戸惑いや不安を回避するような援助を行います。
排 泄	・個別の状態に応じた援助を実施します。 ・排泄時の不安や羞恥心等への配慮をします。
入 浴	・状態や希望に応じた入浴とします。
整 容 等	・個人の尊厳に配慮しながら、衣服の整容や爪・耳・口腔衛生等の衛生に留意します。
精神面への援助等	・利用者一人ひとりの心身の状態に応じた関わり方や援助を実施し、安心と安らぎのある日常生活を送っていただけるよう援助します。
役割や生きがい ・楽しみ作りへの援助	・利用者の趣味や特技、生活歴、希望等に応じた日常生活への援助を行います。 ・役割感や達成感によって、生活意欲や生きがいとなり、生活自体が活性化するよう支援します。
健康管理及び医療期間との連携等	・協力医療機関及び主治医等との連携を密にし、心身の変化や異常時には迅速な対応を行います。また、緊急時には応急手当を適切に行うことができるよう、講習会等へ参加し習得します。 ・利用時には健康チェックを行います。
介護計画等	・計画作成担当者が利用者の日常生活全般の状態、状況及び本人・家族の希望を踏まえた利用者主体の「介護計画」を作成します。 ・介護計画は6ヶ月に1回、もしくは状態の変化などの見直しが必要な際に作成します。事業者は介護計画の内容について、利用者または家族へ説明し、文書にて同意を得ます。 ・介護計画は他のスタッフの意見を取り入れ作成すると共に、計画に基づいたケアを提供します。 ・利用者一人ひとりの状態や変化等を具体的に記録し、日々の介護や介護計画に反映させるよう情報の共有を図ります。
人権の尊重	・一人ひとりの人権を尊重し、人としての誇りやプライバシーを大切にします。 ・身体拘束を行わないことは勿論のこと、施錠等による行動制限を行わないケアを実践します。見守りや精神への安定化に繋がるような援助、関わりを行うことで危険を回避します。

7 利用料金

(1) 介護保険給付サービス費（法定代理受領のため、介護報酬告示上の1割の負担）

① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 * 1日当たり

a) 7時間以上8時間未満

要介護区分	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)
要支援 1	¥4,850	¥485	¥970
要支援 2	¥5,130	¥513	¥1,026
要介護 1	¥5,230	¥523	¥1,046
要介護 2	¥5,420	¥542	¥1,084
要介護 3	¥5,600	¥560	¥1,120
要介護 4	¥5,780	¥578	¥1,156
要介護 5	¥5,980	¥598	¥1,196

b) 6時間以上7時間未満

要介護区分	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)
要支援 1	¥4,240	¥424	¥848
要支援 2	¥4,470	¥447	¥894
要介護 1	¥4,570	¥457	¥914
要介護 2	¥4,720	¥472	¥944
要介護 3	¥4,890	¥489	¥978
要介護 4	¥5,060	¥506	¥1,012
要介護 5	¥5,220	¥522	¥1,044

c) 5時間以上6時間未満

要介護区分	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)
要支援 1	¥4,130	¥413	¥826
要支援 2	¥4,360	¥436	¥872
要介護 1	¥4,450	¥445	¥890
要介護 2	¥4,600	¥460	¥920
要介護 3	¥4,770	¥477	¥954
要介護 4	¥4,930	¥493	¥986
要介護 5	¥5,100	¥510	¥1,020

(加算) * 1回当たり

* 3割負担の場合もございます。

- ① 入浴加算 400円 自己負担(1割) : 40円
- ② サービス提供体制加算(Ⅰ) 220円 自己負担(1割) : 22円
- ③ 科学的介護推進体制加算 400円 自己負担(1割) : 40円/月
- ④ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護保険給付サービス費の合計に10.4%を乗じた金額
- ⑤ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 介護保険給付サービス費の合計に3.1%を乗じた金額
- ⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算 介護保険給付サービス費の合計に2.3%を乗じた金額

(2) 介護保険給付外サービス費 * 1回当たり

- ① 食事提供費 550円(昼食1食あたり)
- ② おむつ代 実費 紙パンツ : 180円 紙おむつ : 150円 尿とりパット : 30円
- ③ その他の料金 行事参加費は別途実費負担となります。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は、一旦利用料の全額を支払って頂き、後日当社からサービス提供証明書を発行します。(償還払い)

サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます

(3) キャンセル料

お客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります

ご利用日の前営業日	午後4時までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前営業日	午後4時までにご連絡がなかった場合	食費分 550円

8 利用料金等の支払い方法及び金銭管理

当月の利用料金については、毎月20日までに月単位で請求します

ご利用料金は毎月26日に指定の金融機関口座より引き落としとなります。

9 領収書の発行

事業所は利用者等から支払いを受けたときは、利用者等に領収書を発行します。

＊ 翌月の請求時に領収書を送付します。

10 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当介護支援専門員へご相談ください。等事業所への電話等での相談にも応じます。

その後、契約を結びサービスの提供を開始します

(2) サービスの終了

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定で自立と認定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 利用者または利用者代理人が契約書の第10条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 事業者が契約書の第11条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑥ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
または入院・病気等により、3か月以上サービスを利用できない状態が明らかになった場合
- ⑦ 利用料等の支払いを1ヶ月滞納し、料金の支払いを勧告されたにもかかわらず、10日間以内に支払いのない場合

11 事故発生時の対応

利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 秘密保持

業務上知り得た利用者、家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

また、この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いません

13 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施しています。

16 苦情等の申立先

苦情解決責任者	センター長	本名 由美
苦情受付担当者	計画作成担当者	小玉 美紗
	受 付 時 間	午前8時30分から午後5時20分まで
	* 担当者が不在の場合もありますが、迅速な対応を行います。	
行政機関	ア 福島県国民健康保険連合会	TEL 024-523-2702
	イ 福島県運営適正化委員会	TEL 024-523-2943
	ウ 会津若松市高齢福祉課	TEL 0242-39-1247
第三者委員	大竹 正和	門田町一ノ堰村東564
	福島 英子	飯寺北三丁目5-56
	森山 秀一	門田町大字黒岩字五百山丙459-3

17 情報の開示

サービス提供記録	この契約終了後5年間保管します。
サービス提供記録の 閲覧・複写物の交付	管理者及び計画作成担当者までお申し出ください。 * ケースに応じては記録に基づきご説明いたします。

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める ケアネット 消防計画に則り対応します
近隣との協力関係	地元 災害に関わる協力、応援協定を締結します。
平常時の訓練等と 防災設備	別途定める「ケアネット 消防計画」に則り 避難訓練を利用者の参加のもと実施します。
消防計画	消防署への提出日 2022年 10月 1日 防火管理者 本名 由美

19 第三者評価の実施の有無

有	無
---	---

年 月 日

ケアネット共用型デイサービスあいづの利用にあたり、契約者等に対し本書面に
基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 会津若松市門田工業団地 37-1
事業者 株式会社ケアネット会津サービスセンター
代表者職氏名 センター長 本名 由美 印

説明者 ケアネット共用型デイサービスあいづ
管理者 小玉 美紗 印

事業者から認知症対応型通所介護事業所について、本書面により重要事項について
説明を受けました。

契約者（利用者）

住 所

氏 名 印

契約代理人（利用者の親族等）

住 所

氏 名 印